

「新八柱・八柱地区」バリアフリー基本構想に基づく交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、「新八柱・八柱地区」バリアフリー基本構想に即して、「新八柱・八柱地区」周辺重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間

(1) 市立博物館前からイトヨーカドー西側までの道路の区間

市道 主1-10 (市立博物館前からさくら通りまで)

市道 主2-39 (市道 主1-10からさくら通り入口交差点まで)

市道 主2-46 (さくら通り入口交差点からイトヨーカドー西側まで)

(2) 森のホール21の北、東側外周から市道 主1-10までの道路の区間

市道 5-173 (森のホール21の北、東側外周から森のホール駐輪場北側まで)

市道 5-174 (森のホール駐輪場北側から東第2有料駐車場北側まで)

市道 5-644 (東第2有料駐車場北側から県立西部図書館南まで)

県道市川柏線 (県立西部図書館南から市道 主1-10まで)

(3) 常盤平体育館前から東京ベイ信用金庫八柱支店前までの道路の区間

市道 4-190 (常盤平体育館前から常盤平公園南東側まで)

市道 4-219 (常盤平公園南東側から(有)和孝第8駐車場北西側まで)

市道 4-214 ((有)和孝第8駐車場北西側から東京ベイ信用金庫八柱支店前まで)

(4) イトヨーカドー西側から三和病院前までの道路の区間

県道松戸鎌ヶ谷線 (イトヨーカドー西側からセブンイレブン・ローソン前まで)

県道市川柏線 (セブンイレブン・ローソン前から三和病院西入口まで)

市道 4-393 (三和病院西入口から三和病院前まで)

(5) らいふ新八柱西側から八柱市民センター前までの道路の区間

市道 主2-77 (らいふ新八柱西側からファミール南常盤平北側まで)

市道 主4-233 (ファミール南常盤平北側から八柱市民センター西側まで)

市道 主4-236（八柱市民センター西側から八柱市民センター前まで）

(6) 駅前広場北側の道路の区間

市道 5-351（駅前広場北側）

(7) 駅前広場南側の道路の区間

市道 5-370（駅前広場南側）

2 道路区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 市立博物館前からイトーヨーカドー西側までの道路の区間

ア 実施事業内容

(ア) 既設信号機へのバリアフリー化整備済み

(イ) 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

イ 実施予定期間

(ア) 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については随時実施

(2) 森のホール21の北、東側外周から市道 主1-10までの道路の区間

ア 実施事業内容

(ア) 既設信号機へのバリアフリー化整備済み

(イ) 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

イ 実施予定期間

(ア) 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については随時実施

(3) 常盤平体育館前から東京ベイ信用金庫八柱支店前までの道路の区間

ア 実施事業内容

(ア) 既設信号機へのバリアフリー化整備済み

(イ) 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

イ 実施予定期間

(ア) 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については随時実施

(4) イトーヨーカドー西側から三和病院前までの道路の区間

ア 実施事業内容

(ア) 既設信号機へのバリアフリー化整備済み

(イ) 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

イ 実施予定期間

(ア) 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については隨時実施

(5) らいふ新八柱西側から八柱市民センター前までの道路の区間

ア 実施事業内容

(ア) 既設信号機へのバリアフリー化整備済み

(イ) 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

イ 実施予定期間

(ア) 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については隨時実施

(6) 駅前広場北側の道路の区間

ア 実施事業内容

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

イ 実施予定期間

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については隨時実施

(7) 駅前広場南側の道路の区間

ア 実施事業内容

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

イ 実施予定期間

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については隨時実施

(8) 上記（1）から（7）の道路の区間

ア 実施事業内容

道路横断箇所の標識標示等の補修

イ 実施予定期間

標識の更新時期や標示の摩耗状況で実施

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 高齢者、身体障害者等からの意見の聴取

上記事業の実施に当たっては、新八柱・八柱駅周辺地区及びその周辺地区の官公庁及び福祉施設等を利用する高齢者、視覚障害者、地元の住民、学識経験者、高齢者、視覚障害者関連団体の代表者、その他道路利用者等から意見聴取を実施する。

(2) 高齢者、身体障害者等への情報提供

視覚障害者用付加装置等については、地域住民、視覚障害者団体等に対して、その有効性、運用方法等を事前に十分な説明を実施する。

(3) 関係機関との連携の強化

相互の事業の進捗状況を確認するため、松戸市等関係団体と意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(4) 周辺の交通規制等の整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握するとともに、歩行者の導線を調査し、信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図れるよう周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な周辺の交通規制の見直しを実施する。

(5) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

新八柱・八柱地区

